

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急処理事態	10
3	NBCを使用した攻撃	11
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	市における組織・体制の整備	12
1	市の各部における平素の業務	12
2	市職員の参集基準等	13
3	消防の初動体制の把握等	15
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
2	都との連携	17
3	近接市町村との連携	18
4	指定公共機関等との連携	18
5	事業所に対する支援	19
6	自主防災組織等に対する支援	19
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	20
2	警報等の伝達に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	26
第6	研修及び訓練	27
1	研修	27
2	訓練	27

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章	国民保護に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	36
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	38
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章	市対策本部の設置等	41
1	市対策本部の設置	41
2	通信の確保	48
3	特殊標章等の交付及び管理	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1	国・都の対策本部との連携	50
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4	他の市長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6	市の行う応援等	52
7	自主防災組織等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	53
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	54
第5章	都国民保護計画による事態対処の段階区分とその役割分担	55
1	事態対処の段階区分	55
2	役割分担	55
第6章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達・通知	59
2	警報の内容の伝達方法	61

3	緊急通報の伝達及び通知	6 2
第 2	避難住民の誘導等	6 3
1	避難の指示の伝達	6 3
2	避難実施要領の策定	6 4
3	避難住民の誘導	6 7
4	想定される避難の形態と市による誘導	7 0
第 7 章	救援	7 6
1	救援の実施	7 6
2	関係機関との連携	7 6
3	救援の程度及び方法の基準	7 6
4	救援の内容	7 7
第 8 章	安否情報の収集・提供	8 1
1	安否情報の収集	8 1
2	都に対する報告	8 2
3	安否情報の照会に対する回答	8 2
4	日本赤十字社に対する協力	8 3
第 9 章	武力攻撃災害への対処	8 4
第 1	武力攻撃災害への対処	8 4
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 4
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 4
第 2	応急措置等	8 4
1	退避の指示	8 5
2	警戒区域の設定	8 8
3	応急公用負担等	8 9
4	消防に関する措置等	8 9
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	9 1
1	生活関連等施設の安全確保	9 1
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	9 1
第 4	N B C 攻撃による災害への対処等	9 3
第10章	被災情報の収集及び報告	9 6
第11章	保健衛生の確保その他の措置	9 8
1	保健衛生の確保	9 8
2	廃棄物の処理	9 8
第12章	他県避難住民等の受入れ	1 0 0
1	基本的考え方	1 0 0
2	避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担	1 0 0
第13章	国民生活の安定に関する措置	1 0 2
1	生活関連物資等の価格安定	1 0 2
2	避難住民等の生活安定等	1 0 2
3	生活基盤等の確保	1 0 2

第4編	復旧等	103
第1章	応急の復旧	103
1	基本的考え方	103
2	公共的施設の応急の復旧	103
第2章	武力攻撃災害の復旧	104
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	104
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
2	損失補償及び損害補償	105
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	105
第5編	緊急処理事態（大規模テロ等）への対処	106
第1章	初動対応力の強化	107
1	危機管理体制の強化	107
2	対処マニュアルの整備	108
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	108
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	108
5	装備・資材の備蓄	109
6	訓練等の実施	109
7	住民・昼間市民への啓発	109
第2章	平時における警戒・監視	109
1	危機情報等の把握・活用	109
2	危機情報等の共有	109
3	警戒対応	110
第3章	発生時の対処	110
1	市対策本部の設置指定が行われている場合	110
2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	110
3	市災害対策本部等による対応	111
4	市対策本部への移行	112
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	112
1	危険物質を有する施設への攻撃	112
2	大規模集客施設等への攻撃	113
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	114
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	115
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	116
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	117